

報道関係者 各位

令和7年11月21日

【照会先】

国立障害者リハビリテーションセンター 管理部総務課長 金子 雄一郎

電話番号:04-2995-3100 (内線 2110)

国立障害者リハビリテーションセンター職員の処分について

国立障害者リハビリテーションセンターの職員に対し、下記のとおり、本日、国家公 務員法に基づく懲戒処分を行いました。

記

1. 事案の概要

- ・ 令和7年4月末から5月頃、担当職員が書類を紛失し、それを取り繕う目的で 上司等と同名の印鑑を用意して書類を偽造したもの。
- ・ 令和7年8月上旬、取引業者から求められた書類の作成にあたり、所定の決裁 を経ることなく公印を使用して書類を作成し、当該業者に送付したもの。
- 2. 処分年月日 令和7年11月21日
- 3. 被処分者及び処分量定
 - 担当職員(40代:非管理職)
 - 「懲戒処分」として停職12月

4. 再発防止策

- 書類の紛失防止については、当該課内において、書類整理についての注意喚起 を行うとともに、文書管理者等による定期点検時にも、文書紛失防止の点検を実 施する。
- 公印の管理については、退庁時に所定の公印の保管場所の鍵を施錠し、鍵を担 当者が持ち帰る。
- ・ 公文書の発出にあたっては、当センターの文書決裁規則に基づき、適切な事務 処理を実施するよう職員へ改めて周知徹底する。さらに、コンプライアンスに関 する職員の理解を深めるため、人事院作成の義務違反防止ハンドブックを改めて 職員へ周知し、意識付けを徹底する。